

# 福生よいとこ議会基本条例（原案）

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第7条）

#### 第3章 市民と議会との関係（第8条―第10条）

#### 第4章 市長等執行機関と議会との関係（第11条・第12条）

#### 第5章 議会の機能強化（第13条―第18条）

#### 第6章 委員会（第19条）

#### 第7章 議員の定数及び報酬（第20条）

#### 第8章 改革の継続及び見直し（第21条・第22条）

#### 第9章 雑則（第23条）

### 附則

福生市は、東京都西多摩地域の玄関口に位置し、奥多摩の山並みと多摩川の清流を望む自然豊かなまちです。市内には歴史と伝統を受け継ぐ二つの酒蔵があり、和の文化が息づく一方、横田基地周辺では音楽や美術などの芸術活動が盛んな異国情緒漂う洋の文化が共存する多文化共生のまちです。

伝統の福生七夕まつりにおいて、歌い踊り継がれてきた「福生よいとこ」は、「福が生まれる 夢が湧く」という、この地を愛し夢と希望に満ちたまちづくりの精神が歌に込められ、「福生よいとこ」は市民と議会が協働で、未来を創造する道標となるものです。

地方自治の責任と役割が拡大する現代において、議会は二元代表制の下、市民の負託に応え、市長及び市の執行機関と緊張関係を保ちながら、政策立案、政策提言、執行機関の監視及び説明責任を果たすことにより、開かれた議会としての使命を担います。

また、議会は、市民福祉の向上と持続可能なまちづくりの実現に向けて、市

民との信頼関係を築き、さらに情報通信技術を活用した透明性の高い議会運営を推進します。

福生市議会は、これらの理念を踏まえ、議会改革の精神に基づき、不断の改善と挑戦を重ねるため、議会及び議員の活動原則、市民との関係、市長及び市の執行機関との関係を明らかにし、福生市議会の最高規範として、本条例を「福生よいとこ議会基本条例」と題して定めるものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、市長及び市の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係並びに議会における基本事項を定め、市民福祉の向上と民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

### (理念と位置付け)

第2条 この条例は、議会における最高規範とし、議会に関する他の条例、規則等の制定、廃止又は改正を行う場合は、この条例との整合性を図らなければなりません。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動を行うものとします。

- (1) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- (2) 議決責任を果たし、市民に開かれた議会運営に取り組むこと。
- (3) 行政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に取り組むこと。
- (4) 市民の意見を市政に反映させるよう努めること。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動を行うものとします。

- (1) 合議制の機関である議会の構成員として、自由な討議を通じ市民の負託に応えること。
- (2) 市民から選ばれた代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質の向上に努め、政策立案等及び評価能力の向上のため、調査研究活動を行うこと。
- (4) 市政の課題について市民の意見を的確に把握すること。
- (5) 審議会等の市の附属機関の委員に就任しないこと。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合はこの限りでない。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成して活動するものとします。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努め、円滑な議会運営を図るものとします。

（シビックプライドの醸成）

第6条 議会及び議員は、市民と積極的に交流し、地元愛及びシビックプライド（福生市に誇りと愛着を持ち、まちづくりに主体的に関わろうとする意識）の醸成に寄与するものとします。

（政治倫理）

第7条 議員は、市民から選ばれた代表者として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、法令等を遵守し品位を保持するよう努めるとともに、市民から疑惑を受けることのないよう行動しなければなりません。

### 第3章 市民と議会との関係

（情報公開）

第8条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、市議会だより、市議会ホ

ホームページやSNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）等を活用して、議会活動における情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとします。

（議会報告会等）

第9条 議会は、市政についての意見交換及び情報交換のため、市民との議会報告会等を行い、政策立案等に反映できるよう努めるものとします。

（請願及び陳情）

第10条 請願及び陳情による意見及び要望等を基にして、政策立案等に反映できるよう努めます。

2 議会及び委員会は、その審議及び審査において必要があると認める場合に、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けることができます。

#### 第4章 市長等執行機関と議会との関係

（監視及び評価）

第11条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の構築及び保持に努めなければなりません。

2 市長等における事務執行の監視及び評価を行い、政策立案等を通して、市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとします。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員又は委員の質問及び質疑に対して反問することができます。

（議決事件）

第12条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、同条第1項に定める議決事件のほか、議会の議決すべきものを条例で定める場合は、市長等と調整して行うものとします。

#### 第5章 議会の機能強化

（情報通信技術の活用）

第13条 議会は、議会及び議員活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技

術の積極的な活用を図るものとします。

（政務活動費）

第14条 会派は、調査研究等に資するために交付される政務活動費を執行するに当たり、別に定める条例に基づき、これを適正に執行するものとします。

2 会派は、毎年度、収支報告書及び領収書等を市議会のホームページ等により市民へ公表し、説明責任を負うものとします。

（議会図書室の充実）

第15条 議会は、議員の調査研究及び一般の利用のため議会図書室の充実及び適正管理に努めるものとします。

（議会事務局の充実）

第16条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に運営させ、また議員の政策立案等の向上に資するため、市長等と調整し議会事務局の充実に努めるものとします。

（調査及び議員研修）

第17条 議会は、地方自治法第100条の2に基づき、議会活動及び政策の重要案件に関して、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて調査及び審議をするための調査機関を議決により設置し、当該案件に対する調査を行うものとします。

2 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めます。

（災害等への対応）

第18条 議会は、災害等においては議長を中心に、市長等との情報共有を図ることにより、市の取組を支援し、市民の安全確保及び被害の拡大防止に努めます。

## 第6章 委員会

（委員会）

第19条 議会は、地方自治法第109条に規定する委員会のほか、地方自治法第100条第12項の規定による協議等の場を設置することができます。

2 委員会は、専門性及び特性を生かした運営を行い、審査に当たっては市民に分かりやすい議論をするよう努めなければなりません。

3 委員会は、言論の場であることから委員間の自由な討議及び議論を尽くし、合意形成に努めるものとします。

## 第7章 議員の定数及び報酬

### (議員定数及び議員報酬)

第20条 議員定数は、議会としての機能を果たすため、別に条例で定めるものとします。

2 議員報酬及び期末手当等は、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本として、別に条例で定めるところにより支給されます。

## 第8章 改革の継続及び見直し

### (議会改革の推進)

第21条 議会は、社会情勢や経済情勢の変化から生じる新たな市政の課題等に対し、迅速かつ適切に対応するため、継続的な議会改革に取り組まなければならない。

### (検証及び見直し)

第22条 議会は、議員の一般選挙後その任期中速やかに、また社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

## 第9章 雑則

### (委任)

第23条 この条例の施行に際し、必要な事項については、議長が別に定めます。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行します。